

京 都 大 学 研 修 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第20条 第4条、第5条第3項及び第4項並びに第7条から第10条までの規定は、内地研究員に準用する。</p> <p>2 第4条、第5条第3項及び第4項、第6条本文、第7条から第10条まで並びに第11条第2項の規定は、教育研究機関研究員に準用する。</p> <p>3 第4条、第5条第3項及び第4項、第6条から第10条まで並びに第11条第2項の規定は、受託研究員に準用する。この場合において、第6条の規定中「1年以内に限り」とあるのは「その期間を」に読み替えるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第5条第3項及び第4項、第8条から第10条まで並びに第11条第2項の規定は、外国人受託研修員に準用する。</p> <p>6 第5条第3項及び第4項、第6条本文、第8条から第10条まで並びに第11条第2項の規定は、中国医学研修生に準用する。</p> <p>(中 略)</p> <p>別表第1・別表第2 (略)</p>	<p>第20条 第4条、第5条第3項、<u>第5条の2</u>及び第7条から第10条までの規定は、内地研究員に準用する。</p> <p>2 第4条、第5条第3項、<u>第5条の2</u>、第6条本文、第7条から第10条まで及び第11条第2項の規定は、教育研究機関研究員に準用する。</p> <p>3 第4条、第5条第3項、<u>第5条の2</u>、第6条から第10条まで及び第11条第2項の規定は、受託研究員に準用する。この場合において、第6条の規定中「1年以内に限り」とあるのは「その期間を」に読み替えるものとする。</p> <p>4 (同 左)</p> <p>5 第5条第3項、<u>第5条の2</u>、第8条から第10条まで及び第11条第2項の規定は、外国人受託研修員に準用する。</p> <p>6 第5条第3項、<u>第5条の2</u>、第6条本文、第8条から第10条まで及び第11条第2項の規定は、中国医学研修生に準用する。</p> <p>附 則 この規程は、令和2年11月20日から施行する。</p> <p>別表第1・別表第2 (同 左)</p>